

## 第 2 4 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年5月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第24回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 齋藤玲子、主査 須釜和彦

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。</p> <p>次に、本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第24回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p><b>【午前9時26分 開会】</b></p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告させます。</p>
次長	<p><b>【事業概要報告】</b></p>
議長	<p>次長から報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。  
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。  
2番 三田照子委員、13番 清水 茂委員を指名いたします。  
ご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。  
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。  
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。  
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が6件、筆数が13筆、面積が4,815.89㎡となっております。  
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が24件、筆数が30筆、面積が12,153㎡となっております。  
合計いたしまして件数が30件、筆数が43筆、面積が16,968.89㎡となっております。  
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5条の届出が4ページから9ページに記載されております。  
以上、ご報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。  
長谷川委員。  
9番 長谷川です。  
5ページの8番ですが、通2丁目にまだ畑が残っていたでしょうか。

議長 事務局。  
次長 地目が農地のままで残っていたということでございます。  
議長 よろしいですか。  
それでは、専決処理についてご了承願います。  
続いて日程第3に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の10ページをお開き下さい。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明

いたします。

1番、申請地は田島町地内の田、現況 畑、面積309㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため取得し、経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、居住地と離れており、耕作が不便のため譲渡したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は田島町地内の田、面積255㎡ほか1筆、計294㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、居住地と離れており耕作が不便のため譲渡したいです。契約内容は、所有権移転売買です。

続きまして、議案書の35ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は県町地内の田、現況 ハウス、面積1,682㎡ほか2筆、計2,510㎡です。

譲受理由は、贈与により取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、本業の自営業に専念するため贈与したいです。契約内容は、所有権移転贈与です。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。裏面に位置図と公図が載せてございます。

なお、記載漏れでございますが、譲渡人と譲受人は親子でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は令和元年5月16日、木曜日、午前8時30分から、調査班は星野委員を班長といたしまして、亀田委員、本島委員、長谷川職務代理、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査について

ては、合計いたしまして13筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきます。

また、申請地は自宅や自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 私からよろしいでしょうか。

34ページの公図で、申請地の北に宅地を所有しているが、太田に居住しているという解釈でよろしいでしょうか。

主幹 現地は、位置図にある方の表札がありましたので、この方が以前に住まわれていたと思われま。

所有者はこの記載のとおりであります。居住者はまた別の方だったようでございます。

議長 わかりました。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして20筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅と近接しており、耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 担当地区推進委員は現地に立ち合いましたか。  
10番 はい。  
議長 何か言っていましたか。問題ないという判断でしたか。  
10番 意見はありませんでした。  
議長 わかりました。  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。  
続いて3番を上程いたします。  
本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。  
15番 本島委員。  
15番 はい、15番 本島です。  
実情調査の結果を報告いたします。  
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。  
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。  
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は父から子への所有権移転・贈与の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして16筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきます。  
また、申請地は自宅の近隣であり、既にいちごハウスを有し、引き続きイチゴ栽培を続けることから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。  
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 担当推進委員から意見はございませんでしたか。  
15番 問題ありませんとのことでした。  
議長 わかりました。  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 3番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主査

事務局の説明を求めます。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今月の5条申請ですが、合計で12件となっております。

目的としまして、一般住宅が2件、太陽光発電設備が10件、合計で12件、面積は合計で1.25haとなっております。

それでは説明いたします。

1番、申請地は名草下町地内の畑、面積170㎡ほか2筆、計1,121㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル228枚を380.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書ですが、議案書の40ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が41ページから46ページに載せてありますので、ご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は同じく名草下町地内の田、面積1,261㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル380枚を466.68㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちら2番の調査書は、47ページとなっております。各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が48ページから53ページに載せてあります。

1番と2番ですが、40ページの調査書をご覧ください。右側のページの最後ですが、許可が相当と認められる場合に付すべき条件ということで記載がありますが、隣接して残る農地が、農地として維持されることを条件として許可をしたいと考えています。

土地の所有者からの確約書も提出いただいております。46ページをお願いいたします。

こちらに記載のある2筆について、今回の申請地に隣接する農地は、農地として維持管理に努めるという内容の確約となっております。この提出をもって上程させていただいております。

では、議案書の11ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は松田町地内の畑、面積472㎡ほか1筆、計1,457㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

3番の調査書は、54ページとなっております。各項目とも適正なもの判断されております。

また、実情調査報告が55ページから59ページに載せてありますので、ご覧ください。

では、議案書の12ページをお願いします。

続きまして4番、申請地は名草下町地内の畑、面積552㎡ほか2筆、計1,632㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル230枚を384.1㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

4番の調査書は60ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書12ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の田、面積366㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟、延床面積150.06㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

5番の調査書は63ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

それでは、議案書の12ページにお戻りください。

6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,034㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。こちらは、先月の許可案件で、契約内容を売買から地上権設定に変更するための再申請となっております。

こちらの調査書は、65ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書12ページにお戻りください。

7番、申請地は松田町地内の田、面積925㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を480.96㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

7番の調査書は68ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

では、議案書13ページをお願いします。

続きまして8番、申請地は板倉町地内の田、面積827㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル240枚を392.83㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

8番の調査書は71ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は板倉町地内の田、面積1,070㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル270枚を441.93㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

9番の調査書は74ページをとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

10番、申請地は板倉町地内の田、面積983㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル270枚を441.93㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認



済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

10番の調査書は77ページとなっております。各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

11番、申請地は板倉町地内の田、面積1,417㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル300枚を491.04㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

11番の調査書は80ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書13ページにお戻りください。

5条許可申請、最後の案件です。

12番、申請地は島田町地内の畑、面積369㎡ほか1筆、計423㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積105.16㎡を建築するものです。

申請理由は載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号、市街化調整区域に長期居住する者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設、住宅となっております。

12番の調査書は83ページとなっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

以上、5条許可申請12件です。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番および2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の41ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様です。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。本件に続く1件も、同じ申請人から太

太陽光発電設備用地への転用を目的とした申請であるため、1番と2番、40ページから53ページまでを合わせて報告いたします。

申請人は、不動産を主な生業とし、平成28年、名草下町地内で参入した太陽光発電事業の運営が順調なため、事業規模の拡大を目的に、当該申請に至りました。事業効率を考慮し、市内の複数の候補地を検討した結果、日当たり、面積の確保などの条件を満たしている適地が、申請地とのことでした。

設置しようとする発電設備は、いずれも発電出力49.5キロワット、申請面積は、1番が太陽光発電パネル228枚で1,121㎡、2番が380枚で1,261㎡の計画です。

申請地は盛土をせず、整地のみとし、雨水は敷地内自然浸透、防草シートと敷砂利による雑草対策を講じます。転用に係る事業資金は、土地購入費を含め、自己資金と融資で賄います。また、申請地は、市道と河川および住宅に囲まれています。

1番においては、42ページの公図写しからわかるように、申請地911に隣接する910の農地が事業計画地に含まれておりません。これは、時間帯によって、その南側にある住宅の影が発生し、十分な発電が望めないため、申請地から外したとのことです。そのため、当該案件が許可されると、910の農地が残り、放棄地化する懸念があります。

2番についても、49ページの公図写しからわかるように、申請地913-1の北側にある912の農地が残ることになります。

農地転用の許可基準においては、周辺農地に対する影響を考慮して、許否を判断することとなっています。そのため、これら2筆の活用について、申請人に再度検討するよう促しました。

その後、事務局に、残る2筆の地権者から、46ページおよび53ページに掲載されております通り、農地として維持管理していく意思が確認できる文書が届きました。

結論として、申請地は、名草下町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められます。転用許可を判断するうえでは必要最小限の面積とするこれまでの考え方と、当該案件では提出された確約書の内容をもって、調査班としては許可相当といたしました。

なお、別紙調査書において、許可が相当と認められる場合に付すべき条件に、残る農地が、農地として維持されることを付しております。

以上で、報告を終わります。

議長  
9番  
議長  
8番

担当地区推進委員からの意見はありましたか。

ありました。

班長の星野委員。

奥2筆の農地が残されてしまうと、放棄地になってしまうのではないかと心配していました。

事業主は、絶対に申請地には含めないと言っていました。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。  
長谷川委員。

9 番 9 番 長谷川です。  
私も調査班として、この案件について随分と代理人と議論のやり取りをして今日の報告にいたったわけですが、やり取りの中で一番問題なのは、必要最小限の転用しか認めないという考え方で、非常に大切なことだと思います。  
ただ、中山間地域において小さい農地が、しかも導入路を完全に確保できない農地を残していくというのは、いかがなものかなと思っています。  
それと同時に、今日の案件にあります4番は1, 600㎡を超えていて、3筆ありながらパネルの必要面積が1番とほぼ同じくらいなので、これまでの考え方どおり、転用面積を必要最低限とするならば、1筆くらいは許可しないということもありなのではないかと思っています。今後の整合性にも係わってくるのかと思います。  
農業委員会として、50キロワットの発電にはどのくらいの面積が基準となるのか考えた方がいいのではないかと思います。過去、1,800㎡くらいの土地でも50キロワットの発電の案件も許可してきました。  
その耕作しづらい土地を残されても困るから、放棄地になりかねないのであるならば、必要に応じて開発を認めてもいいのではなかとと思います。  
今後の課題として、どこまでを一体利用で認めるのか、どういった許可基準とするのか事務局を中心に検討いただきたいと思っています。

議長 ほかに何かございますか。  
事務局からは。

次長 ただいま、長谷川委員からご指摘いただいたとおりだと思います。  
条件が違いますのは、たまたま小さい筆が分かれているところとそうでないところという事情でございまして、通常筆を分けて必要最小限にするのが本当かもしれません。  
今後は孤立するような農地ができないように、事前指導をしていきたいと思っています。

議長 難しいことですが、提出された確約書を信じて、放棄地にならないように祈るだけですね。  
ほかになにかありますか。  
星野委員。

8 番 8 番 星野です。  
私も班長という立場で見えてきましたが、機械はとて入るような農地ではないので、管理機で耕すくらいかなと思っています。  
今後こういった農地が出てくると思うので、方向性について全員で考えておかないといけないのかと感じたので、よろしくお願ひしたいと思っています。

議長 事務局と相談して、整合性が取れるように勉強会などがあつたら考えていきたいと思っています。

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号 1番及び2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

同じく8番 星野委員。

8番

8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の55ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略します。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

発電出力は49.5キロワット、申請面積は、太陽光パネル288枚が設置できる1,457㎡が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、足利市内において規模拡大を図るため、近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができる土地を数ヶ所検討したところ、既存事業地に近く、メンテナンスなどの維持管理がしやすい申請地を選んだとのことでした。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地後に敷砂利を10から20cm行います。

転用に係る事業資金は、すべて自己資金で賄い、安全対策として設置するフェンスについては、申請地境界から50cm内側に設置するうえ、境界とフェンスの間も草刈りを行うため、周辺農地への影響はないものと考えます。

申請人は、当該案件の周辺で太陽光発電事業を進めています。昨年4月、約50m東で許可された計画地では、パネルの設置工事が終了し、電柱への接続などの最終施工段階に入っています。今年3月に許可された隣地については、当該案件が許可され次第、同時に着工するとのことで、転用事業の確実性も確認されました。

申請地は、東側は申請人の転用許可地、北側は田、西側は畑、南側は宅地となっています。

申請地の西側にある畑への進入については、その西側の農地と接する南側の農地を使って進入することを、土地所有者と確認しています。

また、東側の転用許可地との間に存在する、公図にない水路については、三

反田堰水利組合と、現状を維持することで協議済みです。

結論として、申請地は、松田町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員の入江さんから何か意見等ございますか。

入江 水路について確認いたしましたが、やはり使用している方はいないということでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 3番はそのように決定いたしました。続いて4番から12番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 4番から12番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは議案書の14ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年5月31日公告分であります。

議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、58件で面積140,311㎡です。

続きまして所有権移転は1件で面積3,263㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が16ページから29ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、申請地は上洪垂町地内の田、現況ハウス、面積2,205㎡ほか1筆、計3,263㎡で、売買価格は総額で540万円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、5月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 運営委員長の森山です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、株式会社 堀久からの農地の解除条件付き貸借の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和元年5月16日、木曜日、午後1時40分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内の太陽光発電売電業を主な業務とする一般法人で、昨年度代表取締役が所有する農地に営農型太陽光発電設備を設置し、当初下部農地をみどり市の農地所有適格法人が耕作する計画でしたが、当該農地所有適格法人が破産手続きに入ったため、農産物の生産もその目的とする申請人が営農を継承し、利用権設定のうえ、ミョウガを生産したいので承認されたいとのことでした。現在、法人としては板倉町の代表取締役所有農地で既にトウモロコシ等の野菜を生産し、地元スーパーに出荷をしており、今後キクイモ・サクラジマダイコン等も試作してみたい、また営農型太陽光発電の本市での許可第1号として責任を持って営農を継続したいとの話を聞くことができ、同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社の新規就農を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から6番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、7番 河内委員  
14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時27分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から6番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、河内委員、赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時28分 出席】

議長 続いて7番から58番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

星野委員。

8番 8番 星野です。

23ページの32番の渡人は、2か月くらい前に亡くなったと思いますが、このままでいくのでしょうか。

事務局。

議長 主査 すみません確認不足です。

議長 主幹 主幹。

議長 主幹 確認不足で申し訳ございません。取り消しとさせていただきます。

議長 では、32番は取り消しということで、ご了承願います。

ほかに何かございますか。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 7番から58番はそのように決定いたしました。

続いて所有権移転を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 5番 運営委員長の森山です。

農地所有適格法人の所有権移転について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、株式会社 茂利からの農地の所有権の取得の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和元年5月16日、木曜日、午後2時10分から、運営委員5名と参考人として出席いただいた本島委員の計6名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内でトルコギキョウ栽培を中心とした農業経営を行っていますが、農地所有適格法人を設立し就農して3年間に経過するため、現在利用権で賃借している上洪垂町地内の2筆、約2.5反のハウスを土地ごと取得したいので承認されたいとのことでした。

申請人は実家の家業の鉄工業の手伝いと二足のわらじで頑張ってきたが、今後はトルコギキョウの生産に重点を移していきたい、また、技術が自己流なところもあり、なかなか収益が上がらないという反省もあるので、今後はJA花卉部会の勉強会にも積極的に出席し技術の習得に努めたいという話を聞くことができました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社の農地の取得を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 所有権移転はそのように決定いたしました。以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の31ページをお開き下さい。

報告事項、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,034㎡、施設の概要は太陽光発電設備用地で、許可の日付は平成31年4月26日、取消の理由は契約内容変更のため、取消の日付は令和元年5月9日でございます。

5条許可5番と関連とありますが、6番の誤りでございますので修正をお願いいたします。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、4月26日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第24回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時35分 閉会】



この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年6月25日

足利市農業委員会

2番委員

13番委員